

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症5類感染症への移行後、5月8日からの市立小中学校における出席停止の取扱い等を【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～) 文部科学省】に基づき、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

I 出席停止の取扱いについて(令和5年5月8日以降)

	基準	出席停止期間
①	陽性と判明した場合	<u>発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u>
②	校長が出席停止を必要と認める場合 ※感染が不安で休ませたいと相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合など。	<u>校長が必要と認める期間</u>

II 保護者の皆様に協力していただきたいこと

- 上記①～②の場合には、必ず次の事項を学校に連絡してください。

- | |
|--|
| ① の場合 : 学年・組、氏名、発症日、判明日、自宅療養期間
② の場合 : 学年・組、氏名、理由 |
|--|

- 学校への健康観察票の提出は必要ありませんが、毎朝、家庭において健康観察を行い、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養することが重要です。(陽性でない場合は病気欠席となります。)
- 学校で発熱等の症状が見られる場合には、連絡をしますので迎えをお願いします。
- 濃厚接触者としての制限や同居家族に症状がある場合の制限は求められません。
- 感染症対策のため、清潔なハンカチ・ティッシュ、(必要に応じて)マスクやマスクケースなどを持たせてください。
- 引き続き、差別やいじめ、誹謗中傷などがないよう人権に配慮した行動をお願いします。

※ ゴールデンウィーク中に陽性になった場合は、5/8(月)に各学校に連絡をお願いします。